

湖西市条例第7号

湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月4日

湖西市長

田内 浩之

湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

湖西市老人福祉センター条例（平成22年湖西市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第5条第1項の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）は、」を「市長が」に改め、「市長の承認を得て」を削る。

第4条ただし書中「指定管理者は、」を「市長が」に改め、「市長の承認を得て」を削る。

第5条を削る。

第6条第2号中「指定管理者」を「市長」に、「者としてあらかじめ市長の承認を得た」を「認める」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第1項中「利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）」を「使用料」に改め、同項第1号中「第6条第1号」を「第5条第1号」に改め、同項第2号中「第6条第2号」を「第5条第2号」に、「指定管理者」を「市長」に改め、「あらかじめ市長の承認を得て」を削り、同条第2項本文中「第6条第2号」を「第5条第2号」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同項ただし書中「指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条第3項中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長が」を削り、「利用料金」を「使用料」に改め、同条第4項を削り、同条を第7条とする。

第 9 条の見出しを「（使用料の還付）」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に改め、同条を第 8 条とする。

第 10 条各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第 6 号中「及び指定管理者」を削り、同条を第 9 条とする。

第 11 条を第 10 条とする。

第 12 条第 1 項中「指定管理者」を「市長」に改め、同項第 4 号中「第 10 条各号」を「第 9 条各号」に改め、同条第 2 項中「及び指定管理者」を削り、同条を第 11 条とする。

第 13 条を第 12 条とする。

第 14 条を削り、第 15 条を第 13 条とする。

別表中「第 8 条」を「第 7 条」に、

「

利用料金（1 時間あたり）
---------------

」を  
「

使用料（1 時間あたり）
--------------

」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。